

(2) 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答)

後期高齢者医療制度において、保険料の収納の確保は制度を運営していく上で不可欠であるとともに、被保険者間の負担の公平を図り、支援金等を負担している若年世代の理解を得る観点からも極めて重要です。

このため、高齢者の医療の確保に関する法律では、保険料を滞納している場合には、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することとされています。

本市においては、資格証明書の発行対象となりそうな被保険者に対して、徴収嘱託員及び担当職員が直接訪問し、生活状況などの実態の把握に努め、納付相談及び納付指導を行っています。今後とも、きめ細やかな対応を継続的に行い、極力資格証明書の交付につながらないように、適正な運用に努めてまいります。

(3) 肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

(回答)

肺炎球菌ワクチンは、希望者が自己負担で受ける「任意接種」となっている。(肺炎球菌は、加齢や病気で免疫力が衰えている方にとって重篤な症状に陥る危険性があり、任意予防接種ではあるが、後期高齢者医療広域連合の特別調整交付金を活用して費用を助成する自治体が全国で徐々に増えてきている。)本市としては、国の予防接種法による位置づけや後期高齢者医療制度が平成25年度で変更されることが予測されることから、その変更等も見極めながら検討したい。